平成 24 年 10 月 10 日

各　位

会　社　名　ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　西岡 孝
（ＪＡＳＤＡＱ・コード1400）
問合せ先　取締役管理部門管掌兼管理本部長
佐々木 悟
電　話　03-5332-5374

# 当社子会社の特別損失の計上および調停の申し立てに関するお知らせ

当社子会社である株式会社エルトレードは、平成24年4月13日付で明和地所株式会社との間で契約した一棟のマンションの売買契約（売主：明和地所株式会社　買主：株式会社エルトレード）において、契約解除に伴う、違約金1億8980万円および本契約に伴う仲介手数料21,904,762円の合計211,704,762を特別損失に計上することといたしました。また、明和地所株式会社に対し、本契約について株式会社エルトレードは告知義務違反による契約解除を求め、手付金1億円の返還、および損害賠償として仲介手数料2300万円および諸経費9,750,693円の支払いを求め東京簡易裁判所に昨日調停申し立てを致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．特別損失の計上および調停の申し立てにいたる経緯

当社子会社である株式会社エルトレードは、平成24年4月13日付で明和地所株式会社との間で契約した一棟のマンションにつき、明和地所株式会社に告知義務違反の債務不履行に基づき平成24年9月12日付通知書において売買契約の解除を申し出ました。これに対し、平成24年9月19日付回答書において明和地所株式会社は、告知義務違反は無かった旨の主張をし、逆に、株式会社エルトレードの債務不履行により、売買代金の20%である1億8980万円の支払いを求めてきました。そこで、株式会社エルトレードは上述の契約解除に基づき、手付金1億円の返還、および損害賠償として仲介手数料2300万円および諸経費9,750,693円の支払いを求め東京簡易裁判所に昨日調停申し立てを致しました。これらの経緯を監査法人および担当弁護士、当社との話し合いの結果、9月末時点では、株式会社エルトレードは、本調停申し立てに至っておらず、保守的な会計処理を行うべきという結論に達したため、第３四半期決算処理において、明和地所株式会社の主張する1億8980万円（違約金損失引当金繰入）および本契約に伴う仲介手数料（違約手数料）21,904,762円の合計211,704,762円を特別損失に計上することといたしました。

２．当該子会社の概要

| | |
|---|---|
| （１）　商　　号 | 株式会社エルトレード |
| （２）　本　店　所　在　地 | 東京都渋谷区桜丘町 20-1 |
| （３）　代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長　伊藤　光磨 |
| （４）　事　業　内　容 | 不動産の売買、交換、賃貸及びその代理並びに媒介、管理等 |
| （５）　資　本　金　の　額 | ５，０００万円 |

３．今後の見通し

当社子会社である株式会社エルトレードは上記特別損失を計上いたしますが、調停において主張は認められると考えており、業績予想におきましては、上記金額を含めた影響を精査しており、判明次第、お知らせいたします。

以　　上